

令和 8（2026）年度

栃木県立特別支援学校の高等部 及び幼稚部の入学者選抜実施細則

栃木県教育委員会

令和 8（2026）年度 栃木県立特別支援学校入学者選抜関係諸日程

			特別支援学校 宇都宮青葉高等学園	高等部（特別支援学校 宇都宮青葉高等学園を除く。） ・高等部専攻科	幼稚部
1 月	29 木	↑ ↓	願書等提出期間		
	30 金				
	31 土				
2 月	1 日				
	2 月				
	3 火				
	4 水				
	5 木		学力検査等		
	6 金				
	7 土				
	8 日				
	9 月				
	10 火				
	11 水		(建国記念の日)	(建国記念の日)	(建国記念の日)
	12 木		合格者発表		
	13 金				
	14 土				
	15 日				
	16 月				
	17 火				
	18 水	↑ ↓	願書等提出期間	↑ ↓	願書等提出期間
	19 木				
	20 金				
	21 土				
	22 日				
	23 月		(天皇誕生日)	(天皇誕生日)	(天皇誕生日)
	24 火				
	25 水				
	26 木				
	27 金				
	28 土				
3 月	1 日				
	2 月				
	3 火				
	4 水				
	5 木		学力検査等		面接等
	6 金				
	7 土				
	8 日				
	9 月				
	10 火				
	11 水		合格者発表		合格者発表
	12 木				
	13 金				
	14 土				

出 願 に 必 要 な 書 類

[特別支援学校高等部]

・特別支援学校宇都宮青葉高等学園

作成者	提出書類	様式番号	備 考
志願者	入学願書等	5, 6	
	障害があることを証明する書類	11	療育手帳の写し又は様式11を提出する。
	栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書	12	
	中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書	10-1	該当者のみ中学校卒業証明書とともに提出する。
中学校	調査書	7-1・2	
	栃木県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書	4-1	県外からの入学志願者のみ提出する。

・特別支援学校の高等部（特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を除く。）

作成者	提出書類	様式番号	備 考
志願者	入学願書等	5, 6	
	障害があることを証明する書類	11	身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し又は様式11を提出する。
	中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書	10-1	該当者のみ中学校卒業証明書とともに提出する。
中学校	調査書	7-1・2	
	栃木県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書	4-1	県外からの入学志願者のみ提出する。

・盲学校の高等部専攻科

作成者	提出書類	様式番号	備 考
志願者	入学願書等	5, 6	
	障害があることを証明する書類	11	身体障害者手帳の写し又は様式11を提出する。
	高等学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書	10-2	該当者のみ高等学校卒業証明書とともに提出する。
高等学校	調査書		令和8年度大学入学者選抜実施要項において示された様式を提出する。
	栃木県立盲学校高等部専攻科入学志願承認申請書	4-2	県外からの入学志願者のみ提出する。

[特別支援学校幼稚部]

作成者	提出書類	様式番号	備 考
志願者	入学願書等	1, 2	
	障害があることを証明する書類	11	身体障害者手帳の写し又は様式11を提出する。

目 次

[令和8(2026)年度栃木県立特別支援学校高等部の入学者選抜実施細則]

第1	特別支援学校宇都宮青葉高等学園について	1
1	募集	1
2	出願方法	1
3	学力検査等	3
4	学力検査等の実施	3
5	入学者の選抜	3
6	合格者の発表	3
7	入学の辞退	4
8	検査得点の開示	4
第2	特別支援学校の高等部（特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を除く。）について	5
1	募集	5
2	出願方法	5
3	学力検査等	6
4	学力検査等の実施	6
5	入学者の選抜	7
6	合格者の発表	7
7	検査得点の開示	7
8	入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置	7
第3	盲学校の高等部専攻科について	8
1	募集	8
2	出願方法	8
3	学力検査等	9
4	学力検査等の実施	9
5	入学者の選抜	10
6	合格者の発表	10
7	検査得点の開示	10
8	入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置	10
	(様式)	11

[令和8(2026)年度栃木県立特別支援学校幼稚部の入学者選抜実施細則]

第1	募集	26
第2	出願方法	26
第3	面接等	26
第4	面接等の実施	26
第5	入学者の選抜	27
第6	合格者の発表	27
第7	入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置	27
	(様式)	28
資料1	栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針	31
資料2	栃木県立特別支援学校における幼稚部、高等部及び高等部専攻科設置校の概要	31
資料3	学校教育法施行令（抜粋）	32

令和 8（2026）年度栃木県立特別支援学校 高等部の入学者選抜実施細則

令和 8（2026）年度栃木県立特別支援学校高等部の入学者の選抜は、この実施細則の定めるところとする。

第 1 特別支援学校宇都宮青葉高等学園について

1 募集

(1) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(2) 入学志願資格

特別支援学校宇都宮青葉高等学園に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる障害の程度が軽度の知的障害者のうち、公共交通機関等により自力通学が可能な者であり、かつ、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を修了した者

イ 令和 8（2026）年 3 月 31 日までに中学校を卒業又は修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は令和 8（2026）年 3 月 31 日までに該当する見込みの者

(3) 県外からの入学志願者の取扱い

県外からの入学志願者については、一家転住等その理由が正当であると認められ、保護者が令和 8（2026）年 4 月 8 日までに県内に居住予定である場合に出願を受け付けるものとする。

2 出願方法

(1) 出願

入学志願者は、在学又は出身中学校長を経由して特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長への手続を行う。ただし、中学校卒業後 5 年以上を経過した者（令和 2（2020）年 3 月以前の卒業）は、志願者本人が、特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長への手続を行う。

なお、入学志願者は、特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び県立高等学校全日制課程の特色選抜を通じて 1 校に限り出願するものとする。

(2) 入学志願者の出願手続

ア 出願に必要な書類は、次の 4 種類とする。

(ア) 入学願書（様式 5（13 頁））

(イ) 受検票（様式 6（13 頁））

(ウ) 障害があることを証明する書類（療育手帳の写し又は医療機関が発行する証明書（様式 11（23 頁）））

(エ) 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書（様式 12（24 頁））

イ 入学志願者のうち、中学校卒業後 5 年以上を経過した者は、「中学校卒業後 5 年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式 10-1（21 頁））及び「中学校卒業証明書」を提出す

る。なお、「中学校卒業後 5 年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人が記入し、厳封の上、他の提出書類とともに特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長へ直接提出する。

ウ 出願に必要な書類は、志願先の特別支援学校に請求する。郵送により請求する場合は、志願先の特別支援学校に返信用封筒（33.2cm×24.0cmの封筒に返信先を明記し、郵送に必要な金額分の切手をはったもの）を添えて申し込む。

(3) 中学校長の手続

ア 調査書の作成

中学校は、校長を委員長とする調査書作成委員会を設置し、調査書を作成するものとする。

イ 入学願書等の提出

(ア) 出願に必要な書類に「調査書」（様式 7-1 又は 7-2（15 頁又は 17 頁））を添えて、次の期間内に特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長に提出する。

1 月 29 日（木）午前 9 時から午後 3 時 30 分まで及び 1 月 30 日（金）の午前 9 時から正午までとする。

(イ) 中学校卒業後 5 年以上を経過した志願者（令和 2（2020）年 3 月以前の卒業）については、志願者本人が志願先の特別支援学校に必要な書類を直接提出することとし、「調査書」の提出は要しない。

ウ その他

県外からの出願については、「栃木県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書」（様式 4-1（11 頁））を添付するものとする。また、「調査書」の作成は本県の方法によるものとする。

出願に当たっては、「入学願書」「調査書」等を郵送（書留・親展）してもよいが、事前に志願先の特別支援学校長の了解を得るとともに、出願初日必着とする。その際には、受検票を送付するための返信用封筒（返信先を明記し、書留とするのに必要な切手をはったもの）を同封する。

(4) 特別支援学校長の処理

ア 入学願書・調査書等の受理、受検票の交付

(ア) 「入学願書」「調査書」等が提出された場合は、記載事項を確認の上受理し、「受検票」を交付する。

(イ) 特別支援学校長は、提出を受けた「入学願書」「調査書」等の記載漏れ及び疑義について、中学校長に問い合わせることができる。

イ 中学校卒業後 5 年以上を経過した志願者（令和 2（2020）年 3 月以前の卒業）の必要書類の受理、受検票の交付

受検者本人から「入学願書」「中学校卒業後 5 年以上を経過した志願者の志願理由書」「卒業証明書」等の提出があった際は、記載漏れがないかどうかを確認した上で受理し、「受検票」を交付する。

(5) 受検の際に配慮が必要な受検者について

障害や病気等によって、一般の受検者と同等の条件で受検が困難な受検者がいる場合、中学校長は志願者の氏名、障害や病気等の状況について事前に出願先の特別支援学校長に連絡する。特別支援学校長は、保健室等の他の適当な場所で受検させるなど配慮をする。

(6) 受検辞退

出願者が受検を辞退する場合は、在学又は出身中学校長を経由して「受検辞退届」（様式 9（20 頁））を速やかに出願先の特別支援学校長あて提出する。

3 学力検査等

(1) 学力検査

ア 教科

学力検査は、国語及び数学について行う。

イ 配点

配点は、検査教科それぞれについて100点とする。

(2) 作業能力検査

ア 内容

机上での事務作業等を通して、指示を理解する力、正確に遂行する力などをみる。

イ 配点

配点は、200点とする。

(3) 面接

4 学力検査等の実施

(1) 検査期日

2月5日（木）

(2) 検査等日程

集合時刻は午前8時50分とする。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	9：20～9：50	10：05～10：35
教科	国 語	数 学

作業能力検査及び面接の時間帯等については、別に定める。

(3) 検査場

学力検査等の検査場は出願先の特別支援学校とする。

5 入学者の選抜

(1) 選抜委員会の設置

特別支援学校は、校長を委員長とする選抜委員会を設置するものとする。

(2) 選抜の方法

ア 入学者の選抜は、「栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針」（資料1（31頁））にのっとり、公正に行うものとする。

イ 入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、学力検査の成績、作業能力検査の結果、面接の結果等を資料として総合的に行うものとする。また、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式10－1（21頁））が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。

6 合格者の発表

(1) 日時

合格者の発表は、2月12日（木）午前10時とする。

(2) 発表の方法

合格者の発表は、当該特別支援学校に掲示するほか、合格者に対し「合格通知書」（様式8（19頁））を交付する。その際、合格者は「受検票」を提示する。

7 入学の辞退

- (1) 合格者が、やむを得ない事情により入学を辞退する場合は、在学又は出身中学校長を経由して「入学辞退届」（様式13（25頁））を2月17日（火）までに特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長あて提出する。なお、2月18日（水）以降においても、保護者の転勤等のやむを得ない理由で入学を辞退する場合は、速やかに「入学辞退届」を提出する。
- (2) 合格者のうち、2月17日（火）までに「入学辞退届」を提出しない者は、県立高等学校及び県立特別支援学校には出願できない。

8 検査得点の開示

- (1) 受検者のうち、学力検査の各教科の得点、作業能力検査の得点及び合計点の開示を希望する者は、2月13日（金）から3月12日（木）までの日（ただし、土、日、祝日を除く。時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時30分までとする。）に、特別支援学校宇都宮青葉高等学園において開示の請求を口頭で行い、受検者本人の得点を記した個票の交付を受けることができる。その際は、「受検票」を提示する。
- (2) 請求を受けた際には、特別支援学校宇都宮青葉高等学園は「受検票」と「入学願書」を照合して本人であることを確認の上、当該受検者の分について開示する。

第2 特別支援学校の高等部（特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を除く。） について

1 募集

(1) 募集定員

第1の1の(1)と同様とする。

(2) 入学志願資格

特別支援学校の高等部に入学を志願することのできる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を修了した者

イ 令和8（2026）年3月31日までに中学校を卒業又は修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は令和8（2026）年3月31日までに該当する見込みの者

(3) 県外からの入学志願者の取扱い

第1の1の(3)と同様とする。

2 出願方法

(1) 出願

入学志願者は、在学又は出身中学校長を経由して志願先の特別支援学校長への手続を行う。ただし、中学校卒業後5年以上を経過した者（令和2（2020）年3月以前の卒業）は、志願者本人が、志願先の特別支援学校長への手続を行う。

なお、入学志願者は、特別支援学校の高等部及び県立高等学校全日制課程の一般選抜を通じて1校に限り出願するものとする。

(2) 入学志願者の出願手続

ア 出願に必要な書類は、次の3種類とする。

(ア) 入学願書（様式5（13頁））

(イ) 受検票（様式6（13頁））

(ウ) 障害があることを証明する書類（身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し又は医療機関が発行する証明書（様式11（23頁））

イ 入学志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式10-1（21頁））及び「中学校卒業証明書」を提出する。なお、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人若しくは保護者が記入し、厳封の上、他の提出書類とともに志願先の特別支援学校長へ直接提出する。

ウ 出願に必要な書類の請求については、第1の2の(2)のウと同様とする。

(3) 中学校長の手続

ア 調査書の作成

第1の2の(3)のアと同様とする。

イ 入学願書等の提出

(ア) 出願に必要な書類に「調査書」（様式7-1又は7-2（15頁又は17頁））を添えて、次の期間内に志願先の特別支援学校長に提出する。

2月18日（水）及び同月19日（木）の午前9時から午後3時30分までとする。

- (イ) 中学校卒業後5年以上を経過した志願者（令和2（2020）年3月以前の卒業）の入学願書等の提出については、第1の2の(3)のイの(i)と同様とする。

ウ その他

第1の2の(3)のウと同様とする。

- (4) 特別支援学校長の処理

第1の2の(4)と同様とする。

- (5) 受検の際に配慮が必要な受検者について

第1の2の(5)と同様とする。

- (6) 受検辞退

第1の2の(6)と同様とする。

3 学力検査等

- (1) 学力検査

ア 教科

- (ア) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

- (イ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、国語及び数学について行う。

イ 配点

第1の3の(1)のイと同様とする。

- (2) その他必要な検査

- ア 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、校長が必要と認める検査について、各特別支援学校において定めるものとする。

- イ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、作業能力検査を行う。

- (3) 面接

- (4) 特別支援学校長は、特別な事情があると認めたときは、学力検査、その他必要な検査、面接の一部を免除することができる。

4 学力検査等の実施

- (1) 検査期日

3月5日（木）

- (2) 検査等日程

- ア 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

集合時刻は午前8時50分とする。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	9：30～10：00	10：10～10：40	10：50～11：20	11：30～12：00	13：00～13：30
教科	国語	社会	数学	理科	英語

面接の時間帯等については、別に定める。

- イ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

集合時刻は午前8時50分とする。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	9 : 30～9 : 45	9 : 50～10 : 05
教科	国 語	数 学

作業能力検査及び面接の時間帯等については、別に定める。

ウ 3の(4)により学力検査等の一部を免除する受検者の検査等日程については、各特別支援学校において定めるものとする。

(3) 検査場

第1の4の(3)と同様とする。

5 入学者の選抜

(1) 選抜委員会の設置

第1の5の(1)と同様とする。

(2) 選抜の方法

ア 入学者の選抜は、「栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針」（資料1（31頁））にのっとり、公正に行うものとする。

イ 入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として総合的に行うものとする。また、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式10－1（21頁））が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。

6 合格者の発表

(1) 日時

合格者の発表は、3月11日（水）午前10時とする。

(2) 発表の方法

第1の6の(2)と同様とする。

7 検査得点の開示

(1) 受検者のうち、学力検査の各教科の得点及び合計点の開示を希望する者は、3月12日（木）から4月10日（金）までの日（ただし、土、日、祝日を除く。時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時30分までとする。）に、受検先の特別支援学校において開示の請求を口頭で行い、受検者本人の得点を記した個票の交付を受けることができる。その際は、「受検票」を提示する。

(2) 請求を受けた特別支援学校は、「受検票」と「入学願書」を照合して本人であることを確認の上、当該受検者の分について開示する。

8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情等により受検できなかった者については、下記にしたがって特別な措置を講ずる。

(1) 特別の事情等

転居、家庭の事情、施設入所等の都合により、願書の受付期間に間に合わなかった場合、又は正規の入学者選抜を受検できなかった場合

(2) 入学者の選抜

入学させる人員に余裕のある場合、以下により特別に入学者選抜を行う。

ア 出願及び入学者選抜等については、当該特別支援学校長が適切な日を定める。

イ 入学者選抜については、5の(1)、(2)に準じて行うものとする。

(3) 合格者の発表

当該特別支援学校長は、入学者選抜実施後速やかに合格者を発表する。

第3 盲学校の高等部専攻科について

1 募集

(1) 募集定員

第1の1の(1)と同様とする。

(2) 入学志願資格

盲学校の高等部専攻科に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 令和8（2026）年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）を卒業又は卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は令和8（2026）年3月31日までに該当する見込みの者

(3) 県外からの入学志願者の取扱い

第1の1の(3)と同様とする。

2 出願方法

(1) 出願

入学志願者は、在学又は出身高等学校長を経由して盲学校長への手続を行う。ただし、高等学校卒業後5年以上を経過した者（令和2（2020）年3月以前の卒業）は、志願者本人が、盲学校長への手続を行う。

(2) 入学志願者の出願手続

ア 出願に必要な書類は、次の3種類とする。

(ア) 入学願書（様式5（13頁））

(イ) 受検票（様式6（13頁））

(ウ) 障害があることを証明する書類（身体障害者手帳の写し又は医療機関が発行する証明書（様式11（23頁）））

イ 入学志願者のうち、高等学校卒業後5年以上を経過した者は、「高等学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式10-2（22頁））及び「高等学校卒業証明書」を提出する。なお、「高等学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人若しくは保護者が記入し、厳封の上、他の提出書類とともに盲学校長へ直接提出する。

ウ 出願に必要な書類の請求については、第1の2の(2)のウと同様とする。

(3) 高等学校長の手続

ア 調査書の作成

高等学校は、校長を委員長とする調査書作成委員会を設置し、調査書を作成するものとする。

イ 入学願書等の提出

(ア) 出願に必要な書類に「調査書」を添えて、次の期間内に盲学校に提出する。

2月18日（水）及び同月19日（木）の午前9時から午後3時30分までとする。

(イ) 高等学校卒業後5年以上を経過した志願者（令和2（2020）年3月以前の卒業）については、志願者本人が盲学校に必要な書類を直接提出することとし、「調査書」の提出は要しない。

ウ その他

県外から出願する場合には、「栃木県立盲学校高等部専攻科入学志願承認申請書」（様式 4-2（12頁））を添付して出願するものとする。

出願に当たっては、「入学願書」「調査書」等を郵送（書留・親展）してもよいが、事前に盲学校長の了解を得るとともに、出願初日必着とする。その際には、受検票を送付するための返信用封筒（返信先を明記し、書留とするのに必要な切手をはったもの）を同封する。

(4) 盲学校長の処理

ア 入学願書・調査書等の受理、受検票の交付

(ア) 「入学願書」「調査書」等が提出された場合は、記載事項を確認の上受理し、「受検票」を交付する。

(イ) 盲学校長は、提出を受けた「入学願書」「調査書」等の記載漏れ及び疑義について、高等学校長に問い合わせることができる。

イ 高等学校卒業後 5 年以上を経過した志願者（令和 2（2020）年 3 月以前の卒業）の必要書類の受理、受検票の交付

受検者本人から「入学願書」「高等学校卒業後 5 年以上を経過した志願者の志願理由書」「卒業証明書」等の提出があった際は、記載漏れがないかどうかを確認した上で受理し、「受検票」を交付する。

(5) 受検の際に配慮が必要な受検者について

障害や病気等によって、一般の受検者と同等の条件で受検が困難な受検者がいる場合、高等学校長は志願者の氏名、障害や病気等の状況について事前に盲学校長に連絡する。盲学校長は、保健室等の他の適当な場所で受検させるなど配慮をする。

(6) 受検辞退

出願者が受検を辞退する場合は、在学又は出身高等学校長を経由して「受検辞退届」（様式 9（20頁））を速やかに盲学校長あて提出する。

3 学力検査等

(1) 学力検査

ア 教科

国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

イ 配点

配点は、検査教科全体で100点とする。

(2) その他必要な検査

校長が必要と認める検査について、盲学校において定めるものとする。

(3) 面接

4 学力検査等の実施

(1) 検査期日

3月5日（木）

(2) 検査等日程

集合時刻は午前 8 時50分とする。

学力検査等の日程は、別に定める。

(3) 検査場

第1の4の(3)と同様とする。

5 入学者の選抜

(1) 選抜委員会の設置

第1の5の(1)と同様とする。

(2) 選抜の方法

ア 入学者の選抜は、「栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針（資料1（31頁））」にのっとり、公正に行うものとする。

イ 入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、学力検査の成績、その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として総合的に行うものとする。また、「高等学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式10－2（22頁））が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。

6 合格者の発表

(1) 日時

合格者の発表は、3月11日（水）午前10時とする。

(2) 発表の方法

第1の6の(2)と同様とする。

7 検査得点の開示

(1) 受検者のうち、学力検査の得点の開示を希望する者は、3月12日（木）から4月10日（金）までの日（ただし、土、日、祝日を除く。時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時30分までとする。）に、盲学校において開示の請求を口頭で行い、受検者本人の得点を記した個票の交付を受けることができる。その際は、「受検票」を提示する。

(2) 請求を受けた際には、盲学校は「受検票」と「入学願書」を照合して本人であることを確認の上、当該受検者の分について開示する。

8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

第2の8と同様とする。

(様式)

様式 4 - 1

栃木県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書

令和 年 月 日

栃木県立

校長 様

保護者氏名

住 所

入学志願者氏名

生 年 月 日

住 所

連絡先（電話番号）

令和

卒業見込み

平成

年

月

日

昭和

卒

業

下記理由により貴校に入学志願させたいので、御承認くださるようお願いします。

1 転居先

2 転居予定期日

3 理由

4 理由を証明する添付書類名

上記の理由に相違なく、また、令和 8（2026）年度の入学志願に当たっては、貴校以外の
いかなる公立特別支援学校高等部及び公立高等学校にも出願しないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

職印

（注）ア 理由はできるだけ具体的に記入する。

イ 本申請書に、転勤についての所属長の証明など、理由を証明する書類を添付する。

ウ 「元号」及び「卒業見込み・卒業」は該当するものを○で囲む。

栃木県立盲学校高等部専攻科入学志願承認申請書

令和 年 月 日

栃木県立盲学校長 様

保護者等氏名

住 所

入学志願者氏名

生 年 月 日

住 所

連絡先（電話番号）

令和

卒業見込み

平成 年 月 日

昭和

卒 業

下記理由により貴校に入学志願したいので、御承認くださるようお願いします。

1 転居先

2 転居予定期日

3 理由

4 理由を証明する添付書類名

上記の理由に相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

高等学校名

校長氏名

職印

（注）ア 理由はできるだけ具体的に記入する。

イ 本申請書に、転勤についての所属長の証明など、理由を証明する書類を添付する。

ウ 「元号」及び「卒業見込み・卒業」は該当するものを○で囲む。

様式5（所定の用紙）

<table><tr><td>受付番号</td><td>受検番号</td></tr><tr><td>※</td><td>※</td></tr></table>		受付番号	受検番号	※	※	(※出願受付 令和 年 月 日)
受付番号	受検番号					
※	※					
入学願書 高等部 科に入学させたいので出願いたします。 令和 年 月 日 栃木県立 校長 様 保護者氏名						
志願者	ふりがな氏名					
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生				
	住所	〒				
	出身学校	所在地 学校名 立 学校 昭和・平成・令和 年 月 卒業・卒業見込み				
保護者	氏名					
	住所	〒 TEL ()				
連絡先	〒	TEL ()				

様式6（所定の用紙）

受検票 出願受付 ※令和 年 月 日	
※受検番号	
※科名 科	
氏名	
出欠確認欄	※学校長
	職印

(裏面の注意書きを御覧ください)

願書記入上の注意

- 1 ※印のところは、志願先の特別支援学校が記入する。
- 2 「氏名」は、住民票に記載されている文字どおり記入する。
- 3 「生年月日」の元号、「出身学校」の元号及び「卒業・卒業見込み」は該当するものを○で囲む。
- 4 「連絡先」は、志願者及び保護者の住所と異なる場合だけ記入する。

様式 7 - 1

出願学校	栃木県立
------	------

調 査 書

受検番号	※	志望	科	受検者	ふりがな氏名	平成 年 月 日生	性別	令和 年 3 月								
								卒業・卒業見込み								
各教科の学習の記録	教科		評定			特別活動の記録	内 容		1 年	2 年	3 年					
			1 年	2 年	3 年		学 級 活 動									
	国 語						生 徒 会 活 動									
							学 校 行 事									
	社 会					文化活動・スポーツ活動・社会活動・特技等の記録	教 科 学 習 以 外 の 活 動									
	数 学						名 称		活動状況等		年・月					
	理 科															
	音 楽															
	美 術															
	保 健 体 育						その他の教科学習以外の活動・特技等									
	技 術 ・ 家 庭						校外活動									
	外 国 語															
							新体力テストの記録									
						行 動 の 記 録	基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自主・自律	責 任 感	創 意 工 夫	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤 労 ・ 奉 仕	公 正 ・ 公 平	公共心・公德心
総合的な学習の時間の記録	1 年				出 欠 の 記 録	欠席日数	1 年	2 年	3 年	障 害 の 状 況						
							日	日	日							
	2 年					主な理由										
					3 年				令和 年 月 日							
中学校名									職印							
校長氏名																

記入上の注意

- この様式は、令和 8（2026）年 3 月卒業見込み、令和 3（2021）年 3 月から令和 7（2025）年 3 月卒業までの受検者で、在学又は出身の学校が下記の者についてのものである。
 - ・中学校、義務教育学校、中等教育学校
 - ・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（通常の学級）
- 記入事項のない欄には斜線（) を記入する。ただし、「特別活動の記録」「行動の記録」については、／印（) を記入する。
- ※印は、出願先の特別支援学校で記入する。
- 選択教科を実施する中学校においては、「各教科の学習の記録」の「外国語」の下欄に教科名、評定を記入する。
- 「各教科の学習の記録」「総合的な学習の時間の記録」「特別活動の記録」「文化活動・スポーツ活動・社会活動・特技等の記録」及び「行動の記録」の記入については、「令和 8（2026）年度栃木県立高等学校入学者選抜実施細則」の「調査書作成の要領」と同様とする。
- 「新体力テストの記録」は、第 3 学年において実施した新体力テストの総合評価を記入する。第 3 学年において、新体力テストを実施していない場合は、第 2 学年又は第 1 学年時の総合評価を記入し、「（第 2 学年時）」又は「（第 1 学年時）」と書き加える。3 学年と実施していない場合は、「未実施」と記入する。
- 「出欠の記録」は第 1 学年から第 3 学年の欠席状況について記入する。
 令和 8（2026）年 3 月卒業見込みの生徒のうち、特別支援学校宇都宮青葉高等学園に出願する者については、12 月末日現在で記入する。特別支援学校の高等部（特別支援学校宇都宮青葉高等学園を除く。）に出願する者については、1 月末日現在で記入する。
 「主な理由」については、3 年間の欠席理由の主なものを記入する。
- 「障害の状況」については、障害名、疾病名、障害部位、IQ 等について、下記記入例を参考にして簡潔に記述する。

記入例

障害の状況
○視覚障害 小眼球、矯正視力[右 (0.1)・左 (0.01)] ○知的障害 IQ55[田中ビネー（検査年月日）]、 自閉症 ○肢体不自由 脳性まひ、四肢まひ、車いす使用

様式7-2

出願学校	栃木県立
------	------

調 査 書

受検番号	※	志望	科	受検者	ふりがな氏名	平成 年 月 日生	性別	令和 年 3 月			
								卒業・卒業見込み			
各教科の指導及び各教科等を合わせた指導の記録	名 称	学 習 の 内 容 及 び 評 価	特別活動の記録	内 容		1 年	2 年	3 年			
				学 級 活 動							
	生 徒 会 活 動										
	学 校 行 事										
	文化活動・スポーツ活動・社会活動・特技等の記録	校 内 活 動	教 科 学 習 以 外 の 活 動								
			名 称		活動状況等		年・月				
		その他の教科学習以外の活動・特技等									
	校外活動										
	新体力テストの記録										
	行 動 の 記 録	基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自主・自律	責 任 感	創意工夫	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤 労 ・ 奉 仕	公 正 ・ 公 平	公共心・公德心
総合的な学習の時間の記録	1 年		出欠の記録	欠席日数	1 年	2 年	3 年	障 害 の 状 況			
					日	日	日				
	主な理由										
	2 年										
				3 年							
令和 年 月 日											
中学校名											
校長氏名				職印							

記入上の注意

- この様式は、令和8(2026)年3月卒業見込み、令和3(2021)年3月から令和7(2025)年3月卒業までの受検者で、在学又は出身の学校が下記の者についてのものである。
 - ・知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
 - ・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（重複障害学級）
- 記入事項のない欄には斜線（）を記入する。ただし、「特別活動の記録」「行動の記録」については、／印（）を記入する。
- ※印は、出願先の特別支援学校で記入する。
- 「各教科の指導及び各教科等を合わせた指導の記録」の欄は、下記記入例を参考にして、名称と学習の内容及び評価を簡潔に記述する。

記入例

名 称	学 習 の 内 容 及 び 評 価
国 語	平仮名を正しく使用して、日記や連絡ノートを書くことができた。
作 業 学 習	作業の流れを理解し、丁寧に仕事を進めることができた。

- 「総合的な学習の時間の記録」「特別活動の記録」「文化活動・スポーツ活動・社会活動・特技等の記録」及び「行動の記録」の記入については、「令和8(2026)年度栃木県立高等学校入学選抜実施細則」の「調査書作成の要領」と同様とする。
- 「新体力テストの記録」は、第3学年において実施した新体力テストの総合評価を記入する。第3学年において、新体力テストを実施していない場合は、第2学年又は第1学年時の総合評価を記入し、「(第2学年時)」又は「(第1学年時)」と書き加える。3学年とおして実施していない場合は、「未実施」と記入する。
- 「出欠の記録」は第1学年から第3学年の欠席状況について記入する。
令和8(2026)年3月卒業見込みの生徒のうち、特別支援学校宇都宮青葉高等学園に出願する者については、12月末日現在で記入する。特別支援学校の高等部（特別支援学校宇都宮青葉高等学園を除く。）に出願する者については、1月末日現在で記入する。
「主な理由」については、3年間の欠席理由の主なものを記入する。
- 「障害の状況」については、障害名、疾病名、障害部位、IQ等について、下記記入例を参考にして簡潔に記述する。

記入例

障害の状況
○視覚障害 小眼球、矯正視力[右(0.1)・左(0.01)]
○知的障害 IQ55[田中ビネー(検査年月日)]、 自閉症
○肢体不自由 脳性まひ、四肢まひ、車いす使用

合 格 通 知 書

受検番号 _____

氏 名 _____

あなたは、令和 年度栃木県立 入学者選抜の結果、
本校高等部 科に合格したので通知します。

令和 年 月 日

学校長

職印

受 検 辞 退 届

令和 年 月 日

栃木県立

校長 様

出 願 者 氏 名

保 護 者 等 氏 名

住 所

志 望 科 名

下記の理由により受検を辞退いたします。

(理 由)

上記のことを了知しております。

学 校 名

校長氏名

職 印

中学校卒業後 5 年以上を経過した志願者の志願理由書

令和 年 月 日

栃木県立

校長 様

現 住 所

生 年 月 日

平 成

年 月 日生(満 歳)

昭 和

志願者氏名

(代筆者氏名

(続柄等))

志願した理由

- (注) 1 この志願理由書は志願者本人が記入してください。障害の状況により、志願者本人による記入が難しい場合は、保護者の方などが代筆してください。記入に当たっては、黒又は青の万年筆あるいはボールペンを使用してください。
- 2 「生年月日」の元号は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 必要事項を記入した後、厳封の上、志願者本人が他の必要書類とともに、志願先の特別支援学校長に直接提出してください。その際、封筒の表に、志願者氏名を記入してください。
- 4 勤務している場合は、勤務等の状況も記入してください。

高等学校卒業後 5 年以上を経過した志願者の志願理由書

令和 年 月 日

栃木県立盲学校長 様

現 住 所

生 年 月 日 平成 年 月 日生(満 歳)
昭和

志願者氏名

(代筆者氏名 (続柄等))

志願した理由

- (注) 1 この志願理由書は志願者本人が記入してください。障害の状況により、志願者本人による記入が難しい場合は、保護者の方などが代筆してください。記入に当たっては、黒又は青の万年筆あるいはボールペンを使用してください。
- 2 「生年月日」の元号は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 必要事項を記入した後、厳封の上、志願者本人が他の必要書類とともに、盲学校長に直接提出してください。その際、封筒の表に、志願者氏名を記入してください。
- 4 勤務している場合は、勤務等の状況も記入してください。

証 明 書

現 住 所

氏 名

令和
生年月日 平成 年 月 日生
昭和

障害名 _____

障害の状況：

特別支援学校（知的障害）を志願する者は、発達検査の結果等（他機関で行われた検査結果も含む）を添付してください。

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印

（注）「生年月日」の元号は、該当するものを○で囲んでください。

じゅけんばんごう 受 検 番 号	※
---------------------	---

とちぎけんりつとくべつしえんがっこううつのみやあおばこうとうがくえんしがんりゆうしよ
栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

とちぎけんりつとくべつしえんがっこううつのみやあおばこうとうがくえんこうちようさま
栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園 校長 様

ちゅうがっこうめい
中 学 校 名

し めい
氏 名

がっこうじゅけんりゆうと、にゅうがくごどりよくしたいことはつぎ
この学校を受検する理由と、入学後に努力したいことは次のとおりです。

- ちゅう (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 この志願理由書は、志願者本人が記入してください。記入に当たっては、黒
またあおまんねんひつ しよう
又は青の万年筆あるいはボールペンを使用してください。
- また、志願者本人が鉛筆で記入したもののコピーによる提出も可とします。
- ただし、その際には、氏名の欄については、コピーしたものに自署してください。

入 学 辞 退 届

令和 年 月 日

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園 校長 様

出願者氏名

保護者氏名

住 所

志 望 科 名

下記の理由により入学を辞退いたします。

(理 由)

上記のことを了知しております。

中学校名

校 長 名

職 印

令和 8（2026）年度栃木県立特別支援学校 幼稚部の入学者選抜実施細則

令和 8（2026）年度栃木県立特別支援学校幼稚部の入学者の選抜は、この実施細則の定めるところとする。

第 1 募集

1 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

2 入学志願資格

盲学校又は聾学校の幼稚部に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者又は聴覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であつて、令和 2（2020）年 4 月 2 日から令和 5（2023）年 4 月 1 日までに生まれた幼児とする。

第 2 出願方法

1 出願

- (1) 出願に必要な書類は、保護者が直接志願先の特別支援学校長に提出するものとする。
なお、提出する書類は、次の 3 種類とする。

ア 入学願書（様式 1（28 頁））

イ 受検票（様式 2（28 頁））

ウ 障害があることを証明する書類（身体障害者手帳の写し又は医療機関が発行する証明書（様式 11（23 頁）））

- (2) 出願に必要な書類は保護者が作成し、次の期間内に志願先の特別支援学校長に提出する。
2 月 18 日（水）及び同月 19 日（木）の午前 9 時から午後 3 時 30 分までとする。

2 特別支援学校長の処理

「入学願書」等が提出された場合は、記載漏れがないかどうかを確認した上で受理し、「受検票」を交付する。

第 3 面接等

1 面接

2 必要な検査

校長が必要と認める検査について、各特別支援学校において定めるものとする。

第 4 面接等の実施

1 期日

3 月 5 日（木）

2 日程

集合時刻及び面接等の日程は、別に定める。

3 会場

面接等の会場は出願先の特別支援学校とする。

第5 入学者の選抜

1 選抜委員会の設置

特別支援学校は、校長を委員長とする選抜委員会を設置するものとする。

2 選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、「栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針」（資料1（31頁））にのっとり、公正に行うものとする。
- (2) 入学者の選抜は、面接及び必要な検査の結果等を資料として総合的に行うものとする。

第6 合格者の発表

1 日時

合格者の発表は、3月11日（水）午前10時とする。

2 発表の方法

合格者の発表は、当該特別支援学校に掲示するほか、合格者の保護者に対し「合格通知書」（様式3（30頁））を交付する。その際、合格者の保護者は「受検票」を提示する。

第7 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情等により受検できなかった者については、下記にしたがって特別な措置を講ずる。

1 特別の事情等

- (1) 願書の受付期間に間に合わなかった場合
- (2) 年度途中において、特別支援学校の幼稚部の対象と判断された場合

2 入学者の選抜

- (1) 出願及び入学者選抜等については、当該特別支援学校長が適切な日を定める。
- (2) 入学者選抜については、第5の1、2に準じて行うものとする。

3 合格者の発表

当該特別支援学校長は、入学者選抜実施後速やかに合格者を発表する。

(様式)

様式1 (所定の用紙)

<table><tr><td>受付番号</td><td>受検番号</td></tr><tr><td>※</td><td>※</td></tr></table>		受付番号	受検番号	※	※	(※出願受付 令和 年 月 日)
受付番号	受検番号					
※	※					
入 学 願 書 幼稚園に入学させたいので出願いたします。 令和 年 月 日 栃木県立 学校長 様 保護者氏名						
志 願 者	ふりがな氏名					
	生年月日	平成・令和 年 月 日生				
	住 所	〒				
保 護 者	氏 名					
	住 所	〒 TEL ()				
連 絡 先	〒	TEL ()				

様式2 (所定の用紙)

受 検 票 出願受付 ※令和 年 月 日 ※受検番号			
<table><tr><td>出欠確認欄</td></tr><tr><td></td></tr></table>	出欠確認欄		氏名 ※学校長 職印
出欠確認欄			

(裏面の注意書きを御覧ください)

様式 1 の裏面

願書記入上の注意

- 1 ※印のところは、志願先の特別支援学校が記入する。
- 2 「氏名」は、住民票に記載されている文字どおり記入する。
- 3 「連絡先」は、志願者及び保護者の住所と異なる場合だけ記入する。

合 格 通 知 書

受検番号 _____

氏 名

あなたは、令和 年度栃木県立 学校入学者選抜の結果、
本校幼稚部に合格したので通知します。

令和 年 月 日

学校長

職印

資料 1

栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針

- 1 特別支援教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- 2 高等部の入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、面接その他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。
- 3 幼稚部の入学者の選抜は、面接その他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

付 記

- 1 この選抜の方針は、平成 28 年度入学者選抜から適用する。

資料 2

栃木県立特別支援学校における幼稚部、高等部及び高等部専攻科設置校の概要

学 校 名	対 象 者	学 部	区 分	所 在 地 (T E L)
県 立 盲 学 校	視 覚 障 害 者	幼稚部	3・4・5歳児	〒321-0342 宇都宮市福岡町1297 (028-652-2331)
		高等部	普 通 科	
			保健理療科	
		高等部 専攻科	保健理療科 理 療 科	
県 立 聾 学 校	聴 覚 障 害 者	幼稚部	3・4・5歳児	〒320-0072 宇都宮市若草2-3-48 (028-622-3910)
		高等部	普 通 科	
			情報機械科 生活技術科	
県立のぞわ特別支援学校	肢体不自由者	高等部	普 通 科	〒321-0973 宇都宮市岩曽町1177-2 (028-689-2655)
県立富屋特別支援学校	知的障害者	高等部	普 通 科	〒321-2116 宇都宮市徳次郎町39-1 (028-665-2281)
県立岡本特別支援学校	病 弱 者	高等部	普 通 科	〒329-1104 宇都宮市下岡本町2160 (028-673-3456)
県立特別支援学校 宇都宮青葉高等学園	知的障害者	高等部	職 業 科	〒320-8506 宇都宮市京町9-32 (028-639-2080)
県立今市特別支援学校	知的障害者	高等部	普 通 科	〒321-1264 日光市瀬尾1640-22 (0288-22-6417)
県立国分寺特別支援学校	知的障害者	高等部	普 通 科	〒329-0412 下野市柴6-2 (0285-44-5121)
県立栃木特別支援学校	知的障害者 肢体不自由者	高等部	普 通 科	〒328-0067 栃木市皆川城内町1053 (0282-24-7575)
県立足利特別支援学校	病 弱 者	高等部	普 通 科	〒326-0011 足利市大沼田町619-1 (0284-91-1110)
県立足利中央特別支援学校	知的障害者	高等部	普 通 科	〒326-0005 足利市大月町871-3 (0284-41-1185)
県立益子特別支援学校	知的障害者	高等部	普 通 科	〒321-4106 益子町七井3650 (0285-72-4915)
県立那須特別支援学校	知的障害者	高等部	普 通 科	〒329-2712 那須塩原市下永田8-7 (0287-36-4570)
県立南那須特別支援学校	知的障害者	高等部	普 通 科	〒321-0532 那須烏山市藤田1181-152 (0287-88-7571)

資料 3

学校教育法施行令（抜粋）

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第 22 条の 3 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備 考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

問 合 せ 先

栃 木 県 教 育 委 員 会 事 務 局

特 別 支 援 教 育 課 企 画 推 進 担 当

所在地 〒 3 2 0 - 8 5 0 1

栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 2 0 号

電 話 0 2 8 (6 2 3) 3 3 8 1

入学者選抜に関する情報

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m05/nyugakusyassenbatsu/tokubetsushiennnyugakusyassenbatsu.html>

